

令和7年6月2日

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部
健康安全課長

外国人労働者の労働災害防止について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡労働局では、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）を、令和5年度を初年度とした5か年計画として作成し、令和7年度は同計画の3か年目として展開しています。

静岡県内では、外国人労働者の労働災害が多く発生していることから、14次防における最重要課題の一つに「外国人労働者の労働災害の減少」を掲げ、「外国人労働者の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。」ことを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、令和6年の静岡県内における外国人労働者の死傷年千人率は4.87（技能実習生5.01）と依然高い発生率（全国：外国人労働者3.63、技能実習生3.98）となっております。

働く方一人ひとりがかけがえのない存在であり、事業者においては、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

また、労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、特に外国人労働者に対しましては、安全で健康な作業について正しく理解いただくことが重要です。

毎年6月は「外国人雇用啓発月間」ですが、本年度につきましては安全衛生教育の実施につきましても触れられており、教育教材等につきましても示されているところです。

つきましては、貴職におかれましても、これら教育教材等の活用により、一般的な安全衛生対策を含めた教育の実施がなされ、外国人労働者の労働災害が減少となりますよう、貴団体広報誌やホームページ等に掲載いただくなどにより周知・啓発へのご協力をお願いいたします。

資料等につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi.html

